

岡山市公共交通網形成協議会 路線バス分科会設置規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、岡山市公共交通網形成協議会規約（平成30年5月21日施行。以下「規約」という。）第10条第1項の規定に基づき、岡山市公共交通網形成協議会路線バス分科会（以下「路線バス分科会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 路線バス分科会は、路線バスに関して岡山市公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、岡山市と路線バス事業者で協議又は調整するものとする。

2 路線バス分科会は、前項のほか、利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供するために必要な事項について、岡山市と路線バス事業者で協議又は調整するものとする。

（組 織）

第3条 路線バス分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 路線バス事業に従事する者で、規約第4条第1項、第5条第1項に掲げる協議会の委員が指名する者
- (2) 岡山市都市整備局都市・交通・公園担当局長

2 路線バス分科会の事務局は、岡山市都市整備局交通政策課とする。

（会 議）

第4条 路線バス分科会は、事務局が招集する。

2 路線バス分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

附 則

1 この規約は、令和2年12月17日から施行する。